



福島市告示第 11 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成27年 1月19日

福島市長 小林 香

- 1 区 域 大波地区の一部
(別紙のとおり)

別紙

大波字内笠石	大波字内笠石山	編入する字名
大波字内笠石山	大波字内笠石	
一〇	三八の一	同上に編入される区域